

令和7年厚木市教育委員会11月定例会日程

日時 令和7年11月25日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第37号 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について 【教育総務課】

日程2 議案第38号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事
業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
【教育総務課】

日程3 議案第39号 令和7年度教育予算補正について（一般会計） 【教育部】

日程4 議案第40号 厚木市久保奨学生選考委員会委員の委嘱について
【教育総務課】

4 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市中学校部活動の今後の在り方に関する諮問につ
いて） 【教育指導課】（資料1）

(2) 第16回厚木こども科学賞受賞者について 【教育指導課】（資料2）

(3) 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果
について 【教育指導課・青少年教育相談センター】（資料3）

(4) いじめ防止対策推進法「重大事態」に係る再発防止策について
【教育指導課】（資料4）

4 閉会

令和7年11月定例教育委員会教育長報告

令和7年10月28日（火）に開催されました10月定例会以後の主な行事等20件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 11月 2日（日） 依知北公民館ほか
令和7年度 公民館まつり
○訪問地区 3地区（依知北、厚木南、南毛利南）
- 2 11月 4日（火） 本厚木駅北口広場・南口
令和7年度 秋のこどもまんなか月間街頭キャンペーン
○参加者数 41人
- 3 11月 6日（木） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和7年度 第4回厚木市小・中学校長会議
- 4 同 日 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室
厚木市小中学校通学区域再編成委員会委員委嘱状交付式
○委嘱委員数 10人
- 5 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
厚木市中学校部活動の在り方検討委員会への諮問
- 6 同 日 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室
第39回全日本硬式空手道選手権大会 錬桜会市長表敬訪問
○訪問者 代表、選手（小・中学生）10人
- 7 11月 7日（金） 戸室小学校体育館
厚木市立戸室小学校50周年バースデーパーティー
- 8 11月 8日（土） 森の里公民館ほか
令和7年度 公民館まつり
○訪問地区 3地区（森の里、睦合北、緑ヶ丘）

- 9 同 日 (11月8日) 厚木公園
にぎわい爆発あつぎ国際大道芸2025開会式
- 10 11月10日(月) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
寄附贈呈式
○寄附物品 雜巾800枚
○出席者 厚木愛甲地区更生保護女性会会長、副会長、ふれあい部会長
- 11 11月13日(木) 厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室
令和7年度 第2回厚木市・愛川町・清川村教育長連絡会
- 12 11月14日(金) 厚木市役所本庁舎 4階 第二応接室
友好都市締結40周年記念訪問団 市長表敬訪問
○訪問者 横手市長、秘書広報課長・秘書係長・広報係長
- 13 11月15日(土) アミューあつぎ 5階
市民交流プラザアートギャラリー
横手市増田まんが美術館厚木出張所 オープニングセレモニー
- 14 同 日 荻野公民館
令和7年度 公民館まつり
○訪問地区 荻野地区
- 15 同 日 厚木南公民館 体育館
令和7年度 P T A会長と教育関係者との研究会
○参加者 75人
- 16 11月18日(火) 厚木商工会議所 5階 会議室
令和7年度 厚木市青少年発明コンクール及び
第79回 あつぎ鮎まつり思い出絵画コンクール表彰式
- 17 11月19日(水) 厚木税務署
厚木・愛甲租税教育推進協議会総会

18 11月20日（木） 厚木市文化会館小ホール
第30回 厚木地区私立幼稚園大会

19 11月22日（土） 厚木市文化会館小ホール
令和7年度 第67回神奈川県P T A大会

20 11月23日（日） 厚木市文化会館小ホール
第50回 厚木市青少年健全育成大会

議案第37号

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり同意する。

令和7年11月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

提案理由

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の15の項から100の項までを次のように改める。

15	社会教育委員	議長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
16	農地利用最適化推進委員		月額	39,400円
17	スポーツ推進審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
18	総合計画審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
19	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	11,000円
		副会長	日額	10,600円
		委員	日額	10,000円
20	民生委員推薦会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
21	住居表示審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
22	防災会議の委員		日額	10,000円
23	消防審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
24	市史編さん委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
25	青少年問題協議会の委員		日額	10,000円
26	特別職報酬等審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
27	下水道運営審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
28	都市計画審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
29	青少年教育相談センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
30	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
31	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
32	図書館協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

33	学校給食センター運営委員会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
34	学校事故審査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
35	緑を豊かにする審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
36	地震災害警戒本部の本部員		日額	10,000円
37	表彰審査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
38	教育支援委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
39	小中学校通学区域再編成委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
40	建築審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
41	名誉市民選考委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
42	行政改革調査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
43	環境審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
44	旅館等建築審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
45	情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
		部会長	日額	16,100円
		部会員	日額	15,100円
46	保健福祉審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
47	文化財保護審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
48	住宅運営審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
49	介護認定審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長である委員にあっては、25,000円)
50	開発審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円

51	病院運営審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
52	まちづくり審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
53	特定開発事業紛争調停委員会の委員	委員長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
54	国民保護協議会の委員		日額	10,000円
55	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長及び医師である委員にあつては、25,000円)
56	法令遵守審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
57	自治基本条例推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
58	退職手当審査会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
59	市民協働推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
60	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
61	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
62	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
63	子ども育成推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
64	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
65	里地里山保全等促進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

66	いじめ防止対策委員会の委員	委員長	日額	11,000円 (医師及び弁護士である委員長にあっては、24,000円(2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数がある場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき12,000円を24,000円に加算して得た額)。次項において同じ。)
		委員	日額	10,000円 (医師及び弁護士である委員にあっては、23,000円(2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数がある場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき11,500円を23,000円に加算して得た額)。次項において同じ。)
67	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
68	久保奨学生選考委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
69	行政不服審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
70	空家等対策協議会の委員	委員	日額	10,000円
71	まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
72	庁舎建設等検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

73	公共施設最適化検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
74	指定管理者選定評価委員会の委員	委員長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
75	地域包括ケア推進会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
76	高齢者支援検討会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
77	地域包括支援センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
78	健康食育推進協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
79	男女共同参画推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
80	人権施策推進協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
81	生涯学習推進会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
82	野生鳥獣等対策協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
83	松川サク工業振興基金委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
84	中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
85	あつぎ食ブランド選定委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
86	地域公共交通会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
87	市史編集専門委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
88	教育振興基本計画審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円 (部会の長である委員にあっては、11,000円)
89	こどもアート展審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
90	和田傳文学賞審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

91	厚木こども科学賞審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
92	教科用図書採択検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
93	あつぎ郷土博物館協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
94	災害弔慰金等支給審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
95	産業振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
96	予防接種健康被害調査委員会の委員	委員長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円
97	環境教育等推進協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
98	廃棄物減量等推進審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
99	農業振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
100	新たな交流拠点検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新				旧				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
番号	職名		報酬額	番号	職名		報酬額	
略	略		略	略	略		略	
1 5	社会教育委員	議長	日額	11,000円	社会教育委員	議長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
1 6	農地利用最適化推進委員	月額	39,400円	1 6	農地利用最適化推進委員	月額	39,400円	
1 7	スポーツ推進審議会の委員	会長	日額	11,000円	スポーツ推進審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
1 8	総合計画審議会の委員	会長	日額	11,000円	総合計画審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
1 9	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	11,000円	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	8,800円
		副会長	日額	10,600円		副会長	日額	8,400円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 0	民生委員推薦会の委員	委員長	日額	11,000円	民生委員推薦会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 1	住居表示審議会の委員	会長	日額	11,000円	住居表示審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 2	防災会議の委員	日額	10,000円	2 2	防災会議の委員	日額	7,800円	
2 3	消防審議会の委員	会長	日額	11,000円	消防審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 4	市史編さん委員会の委員	委員長	日額	11,000円	市史編さん委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 5	青少年問題協議会の委員	日額	10,000円	2 5	青少年問題協議会の委員	日額	7,800円	

2 6	特別職報酬等審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	2 6	特別職報酬等審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
2 7	下水道運営審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	2 7	下水道運営審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
2 8	都市計画審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	2 8	都市計画審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
2 9	青少年教育相談センター運営協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	2 9	青少年教育相談センター運営協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
3 0	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	3 0	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
3 1	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	3 1	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
3 2	図書館協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	3 2	図書館協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
3 3	学校給食センター運営委員会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	3 3	学校給食センター運営委員会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
3 4	学校事故審査委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	3 4	学校事故審査委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
3 5	緑を豊かにする審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	3 5	緑を豊かにする審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
3 6	地震災害警戒本部の本部員	会長	日額	<u>10,000円</u>	3 6	地震災害警戒本部の本部員	会長	日額	<u>7,800円</u>
3 7	表彰審査委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	3 7	表彰審査委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

3 8	教育支援委員会の委員	委員長	日額	11,000円	3 8	教育支援委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 9	小中学校通学区域再編成委員会の委員	委員長	日額	11,000円	3 9	小中学校通学区域再編成委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 0	建築審査会の委員	会長	日額	16,100円	4 0	建築審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円			委員	日額	15,100円
4 1	名誉市民選考委員会の委員	委員長	日額	11,000円	4 1	名誉市民選考委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 2	行政改革調査委員会の委員	委員長	日額	11,000円	4 2	行政改革調査委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 3	環境審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 3	環境審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 4	旅館等建築審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 4	旅館等建築審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 5	情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員	会長	日額	11,000円	4 5	情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
		部会長	日額	16,100円					(部会の長である委員にあっては、8,800円)
		部会員	日額	15,100円					
4 6	保健福祉審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 6	保健福祉審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 7	文化財保護審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 7	文化財保護審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 8	住宅運営審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 8	住宅運営審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円

4 9	介護認定審査会の委員	会長	日額	25,000円	4 9	介護認定審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長である委員にあっては、25,000円)			委員	日額	20,000円 (合議体の長である委員にあっては、25,000円)
5 0	開発審査会の委員	会長	日額	16,100円	5 0	開発審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円			委員	日額	15,100円
5 1	病院運営審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	5 1	病院運営審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 2	まちづくり審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	5 2	まちづくり審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 3	特定開発事業紛争調停委員会の委員	委員長	日額	16,100円	5 3	特定開発事業紛争調停委員会の委員	委員長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円			委員	日額	15,100円
5 4	国民保護協議会の委員		日額	<u>10,000円</u>	5 4	国民保護協議会の委員		日額	<u>7,800円</u>
5 5	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	会長	日額	25,000円	5 5	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長及び医師である委員にあっては、25,000円)			委員	日額	20,000円 (合議体の長及び医師である委員にあっては、25,000円)
5 6	法令遵守審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	5 6	法令遵守審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 7	自治基本条例推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	5 7	自治基本条例推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 8	退職手当審査会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	5 8	退職手当審査会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

5 9	市民協働推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	5 9	市民協働推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 0	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 0	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 1	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 1	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 2	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 2	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 3	子ども育成推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 3	子ども育成推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 4	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 4	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 5	里地里山保全等促進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 5	里地里山保全等促進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

6	いじめ防止対策 委員会の委員	委員 長	日 額	<u>11,000円</u> <u>(医師及び</u> <u>弁護士で</u> <u>ある委員</u> <u>長にあつ</u> <u>ては、</u> <u>24,000円</u> <u>(2時間を超</u> <u>えて調査</u> <u>審議を行</u> <u>った場合</u> <u>は、1時間</u> <u>(1時間未満</u> <u>の端数が</u> <u>ある場合</u> <u>におい</u> <u>て、その</u> <u>端数が30</u> <u>分以上の</u> <u>ときは1時</u> <u>間とし、</u> <u>30分未満</u> <u>のときは</u> <u>切り捨て</u> <u>る。)につ</u> <u>き12,000</u> <u>円を</u> <u>24,000円</u> <u>に加算し</u> <u>て得た</u> <u>額)。次項</u> <u>において</u> <u>同じ。)</u>	6	いじめ防止対策 委員会の委員	委員 長	日 額	<u>8,800円</u>
---	-------------------	---------	--------	---	---	-------------------	---------	--------	---------------

		委員	日額	<u>10,000円</u> <u>(医師及び弁護士である委員にあっては、23,000円(2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数がある場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき11,500円を23,000円に加算して得た額)。次項において同じ。)</u>		委員	日額	<u>7,800円</u>
6 7	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 7	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	<u>7,800円</u>
6 8	久保奨学金奨学生選考委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 8	久保奨学金奨学生選考委員会の委員	委員長	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	<u>7,800円</u>
6 9	行政不服審査会の委員	会長	日額	<u>16,100円</u>	6 9	行政不服審査会の委員	会長	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>15,100円</u>			委員	<u>7,800円</u>
7 0	空家等対策協議会の委員	委員	日額	<u>10,000円</u>	7 0	空家等対策協議会の委員	委員	<u>7,800円</u>

7 1	まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	7 1	まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 2	庁舎建設等検討委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	7 2	庁舎建設等検討委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 3	公共施設最適化検討委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	7 3	公共施設最適化検討委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 4	指定管理者選定評価委員会の委員	委員長	日額	<u>16,100円</u>	7 4	指定管理者選定評価委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>15,100円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 5	地域包括ケア推進会議の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	7 5	地域包括ケア推進会議の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 6	高齢者支援検討会議の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	7 6	高齢者支援検討会議の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 7	地域包括支援センター運営協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	7 7	地域包括支援センター運営協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 8	健康食育推進協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	7 8	健康食育推進協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
7 9	男女共同参画推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	7 9	男女共同参画推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 0	人権施策推進協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 0	人権施策推進協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 1	生涯学習推進会議の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 1	生涯学習推進会議の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 2	野生鳥獣等対策協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 2	野生鳥獣等対策協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

8 3	松川サク工業振興基金委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	8 3	松川サク工業振興基金委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 4	中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 4	中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 5	あつぎ食ブランド選定委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	8 5	あつぎ食ブランド選定委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 6	地域公共交通会議の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 6	地域公共交通会議の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 7	市史編集専門委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	8 7	市史編集専門委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 8	教育振興基本計画審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 8	教育振興基本計画審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u> (部会の長である委員にあつては、 <u>11,900円</u>)			委員	日額	<u>7,800円</u> (部会の長である委員にあつては、 <u>8,800円</u>)
8 9	こどもアート展審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 9	こどもアート展審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 0	和田傳文学賞審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	9 0	和田傳文学賞審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 1	厚木こども科学賞審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	9 1	厚木こども科学賞審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 2	教科用図書採択検討委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	9 2	教科用図書採択検討委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 3	あつぎ郷土博物館協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	9 3	あつぎ郷土博物館協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

9 4	災害弔慰金等支 給審査会の委員	会長 日 額	<u>11,000円</u>	9 4	災害弔慰金等支 給審査会の委員	会長 日 額	<u>8,800円</u>
		委員 日 額	<u>10,000円</u>			委員 日 額	<u>7,800円</u>
9 5	産業振興推進委 員会の委員	委員 長 日 額	<u>11,000円</u>	9 5	産業振興推進委 員会の委員	委員 長 日 額	<u>8,800円</u>
		委員 日 額	<u>10,000円</u>			委員 日 額	<u>7,800円</u>
9 6	予防接種健康被 害調査委員会の 委員	委員 長 日 額	25,000円	9 6	予防接種健康被 害調査委員会の 委員	委員 長 日 額	25,000円
		委員 日 額	20,000円			委員 日 額	20,000円
9 7	環境教育等推進 協議会の委員	会長 日 額	<u>11,000円</u>	9 7	環境教育等推進 協議会の委員	会長 日 額	<u>8,800円</u>
		委員 日 額	<u>10,000円</u>			委員 日 額	<u>7,800円</u>
9 8	廃棄物減量等推 進審議会の委員	会長 日 額	<u>11,000円</u>	9 8	廃棄物減量等推 進審議会の委員	会長 日 額	<u>8,800円</u>
		委員 日 額	<u>10,000円</u>			委員 日 額	<u>7,800円</u>
9 9	農業振興推進委 員会の委員	委員 長 日 額	<u>11,000円</u>	9 9	農業振興推進委 員会の委員	委員 長 日 額	<u>8,800円</u>
		委員 日 額	<u>10,000円</u>			委員 日 額	<u>7,800円</u>
1 0 0	新たな交流拠点 検討委員会の委 員	委員 長 日 額	<u>11,000円</u>	1 0 0	新たな交流拠点 検討委員会の委 員	委員 長 日 額	<u>8,800円</u>
		委員 日 額	<u>10,000円</u>			委員 日 額	<u>7,800円</u>
備考 略				備考 略			

議案第38号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり同意する。

令和7年11月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

提案理由

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和7年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

…教育委員会に関する改正箇所

新旧文对照表

新	旧
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

議案第39号

令和7年度教育予算補正について（一般会計）

令和7年度教育予算補正（一般会計）について、別紙のとおり同意する。

令和7年11月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

提案理由

令和7年度教育予算補正（一般会計）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和7年度教育予算補正（一般会計）

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育部	2,194,756	1,200	2,195,956

(歳 出)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育部	9,184,887	66,244	9,251,131

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	(民生債)			
	50 教育債	2,244,900	43,100	2,288,000
歳 入 合 計		113,043,963	1,156,386	114,200,349

節		説 明	
区 分	金 額		
		1 生きがいセンター施設改修事業債増	【障がい福祉課】 1,600
10 小学校債	1,200	1 小学校整備事業債増	【学校施設課】 1,200
20 社会教育債	41,900	1 公民館改修事業債増	【市民協働推進課】 18,500
		2 愛甲公民館駐車場整備事業債	【市民協働推進課】 23,400

90 市債

3 歳 出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
30 青少年教育相談センター費	120,825	263	121,088	一般財源	263
10 小学校費	4,492,435	58,622	4,551,057		
5 学校管理費	2,199,319	40,513	2,239,832	市債	1,200
				一般財源	39,313
10 学校保健給食費	1,073,138	18,012	1,091,150	一般財源	18,012
15 教育振興費	970,522	97	970,619	一般財源	97
15 中学校費	2,101,130	8,061	2,109,191		
5 学校管理費	983,901	7,901	991,802	一般財源	7,901

節	区分	金額	説明
3 職員手当等		230	1 青少年非行防止活動事業費増 【職員課】 21
4 共済費		33	2 青少年教育相談事業費増 【職員課】 155
			3 登校支援推進事業費増 【職員課】 46
			4 教育支援教室運営事業費増 【職員課】 41
2 給料		100	1 職員給与費増 【職員課】 144
3 職員手当等		39	2 小学校維持補修事業費増 【学校施設課】 40,369
4 共済費		5	
11 需用費		39,000	
14 使用料及び賃借料		126	
15 工事請負費		1,243	
1 報酬		85	1 職員給与費増 【職員課】 709
2 給料		2,184	2 小学校学校給食事業費増 【学校給食課 ほか】 17,303
3 職員手当等		△585	(1) 小学校給食施設維持補修事業費増 4,145 (2) 単独調理場維持管理事業費増 4,455 (3) 単独調理場維持補修事業費増 7,275 (4) 単独調理場運営事業費増 1,307 (5) 小学校給食調理経費増 121
4 共済費		453	
11 需用費		11,420	
18 備品購入費		4,455	
3 職員手当等		97	1 小学校児童支援推進事業費増 【職員課】 97
2 給料		△1,273	1 職員給与費減 【職員課】 △2,099
3 職員手当等		△849	

50 教育費

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(学校管理費)					
15 教育振興費	535,340	7	535,347	一般財源	7
20 学校給食センター費	530,248	153	530,401	一般財源	153
20 社会教育費	1,873,112	32,876	1,905,988		
5 社会教育総務費	313,536	△34,648	278,888	一般財源	△34,648
20 公民館費	924,058	65,544	989,602	市債	41,900
				一般財源	23,644
25 図書館費	283,523	613	284,136	一般財源	613
60 文化財保護費	209,467	1,367	210,834	一般財源	1,367

節	説明	
	区分	金額
4 共済費	23	2 中学校維持補修事業費増 【学校施設課】 10,000
11 需用費	10,000	
3 職員手当等	7	1 中学校少人数学級実施事業費増 【職員課】 7
2 給料	84	1 北部学校給食センター費増 【職員課】 153
3 職員手当等	60	(1) 北部学校給食センター事務費増 153
4 共済費	9	
2 給料	△12,091	1 職員給与費減 【職員課】 △34,659
3 職員手当等	△16,989	2 社会教育事務経費増 【職員課】 11
4 共済費	△5,568	
2 給料	2,364	1 職員給与費増 【職員課】 11,873
3 職員手当等	7,944	2 公民館維持管理事業費増 【市民協働推進課】 27,000
4 共済費	1,565	3 公民館維持補修事業費増 【市民協働推進課】 26,671
11 需用費	26,671	
17 公有財産購入費	25,000	
18 備品購入費	2,000	
1 報酬	160	1 中央図書館運営事業費増 【職員課】 613
2 給料	233	(1) 中央図書館運営事業費増 613
3 職員手当等	196	
4 共済費	24	
2 給料	739	1 市史編さん事業費増 【職員課】 30
3 職員手当等	546	2 埋蔵文化財事業費増 【職員課】 805
4 共済費	82	

第2表 繰越明許費

(単位 : 千円)

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	7,480
		小学校維持補修事業	32,223
		小学校給食施設維持補修事業	3,696
		学校給食施設改修事業（長寿命化）	21,879
	15 中学校費	中学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	16,742

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 : 千円)

事項	期間	限度額
小中学校体育館冷暖房設備賃借料(その2)	令和8年度～ 令和18年度	804,960
北部学校給食センター調理等業務委託経費 (厚木第二小学校分)	令和8年度	23,353
南部学校給食センター空調設備設置経費	令和8年度	78,100

第4表 地方債補正

変更

(単位:千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校整備事業	953,700	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	954,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

**議案第40号については、
非公開案件となります。**

資料 1

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第6条の規定により報告する。

令和7年11月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

臨時代理書

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会への諮問について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和7年1月6日

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

理由

令和7年1月6日付けで厚木市中学校部活動の在り方委員会へ諮問する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

令和7年11月6日

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会
委員長 小泉 綾様

厚木市教育委員会

厚木市中学校部活動の今後の在り方について（諮問）

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実するため、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することを目指し、「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画」の策定に関し、地域展開に向けた諸課題への対応も含め、貴検討委員会の意見を求めるため、次の事項について諮問します。

諮問事項

- (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画に関する事項
- (2) その他部活動の地域展開に当たり必要な事項

**報告事項2については、
非公開案件となります。**

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果

〔 厚木市、神奈川県は公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）
全国は国公私立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む） 〕

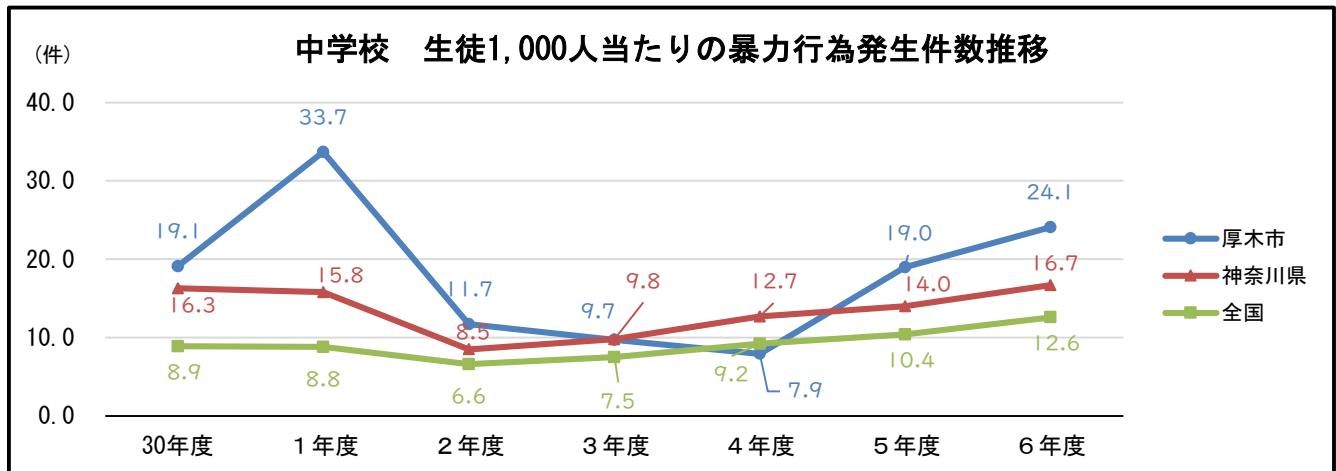
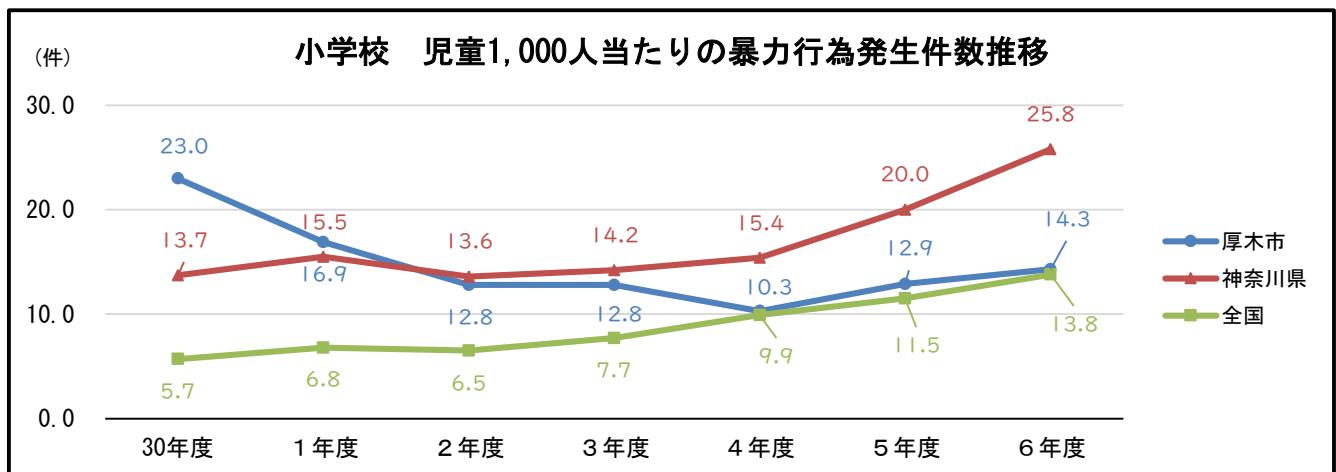
1 暴力行為※1の発生状況（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）

小学校		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
厚木市	発生件数(件)	268	194	143	142	112	134	146
	児童1,000人当たりの 発生件数(件)	23.0	16.9	12.8	12.8	10.3	12.9	14.3
神奈川県	発生件数(件)	6,170	6,944	6,054	6,224	6,712	8,617	10,895
	児童1,000人当たりの 発生件数(件)	13.7	15.5	13.6	14.2	15.4	20.0	25.8
全国	発生件数(件)	36,536	43,614	41,056	48,138	61,455	70,009	82,997
	児童1,000人当たりの 発生件数(件)	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9	11.5	13.8

中学校		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
厚木市	発生件数(件)	111	191	67	55	45	106	133
	生徒1,000人当たりの 発生件数(件)	19.1	33.7	11.7	9.7	7.9	19.0	24.1
神奈川県	発生件数(件)	3,277	3,143	1,714	1,961	2,531	2,800	3,274
	生徒1,000人当たりの 発生件数(件)	16.3	15.8	8.5	9.8	12.7	14.0	16.7
全国	発生件数(件)	29,320	28,518	21,293	24,450	29,699	33,617	40,039
	生徒1,000人当たりの 発生件数(件)	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2	10.4	12.6

※1 暴力行為の定義（文部科学省）

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によつて、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は含まない。



2 いじめ※2の認知状況・解消の状況※3

小学校		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
厚木市	認知件数(件)	751	1,235	939	1,346	1,648	1,813	1,393
	児童1,000人当たりの認知件数(件)	64.5	107.4	83.8	121.6	151.8	174.0	136.4
	解消率(%)	96.4	99.6	99.8	99.7	99.9	99.8	99.9
神奈川県	認知件数(件)	20,155	22,782	19,287	25,770	31,869	36,885	41,685
	児童1,000人当たりの認知件数(件)	44.7	50.8	43.4	58.6	73.6	85.7	98.8
	解消率(%)	92.8	94.6	92.5	94.7	91.7	92.5	91.1
全国	認知件数(件)	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930	610,612
	児童1,000人当たりの認知件数(件)	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1	96.5	101.9
	解消率(%)	84.7	83.6	77.5	80.4	77.3	77.8	76.4

中学校		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
厚木市	認知件数(件)	135	181	105	136	129	115	114
	生徒1,000人当たりの認知件数(件)	23.2	31.9	18.3	23.9	22.7	20.6	20.7
	解消率(%)	99.3	98.3	100.0	99.2	99.2	100.0	97.4
神奈川県	認知件数(件)	4,661	5,114	3,619	4,822	5,917	7,058	8,785
	生徒1,000人当たりの認知件数(件)	23.2	25.6	18.0	24.0	29.6	35.3	44.9
	解消率(%)	90.5	94.1	90.1	89.6	86.7	87.2	84.7
全国	認知件数(件)	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703	135,865
	生徒1,000人当たりの認知件数(件)	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3	38.1	42.6
	解消率(%)	82.9	81.5	76.9	79.1	76.1	76.0	74.8

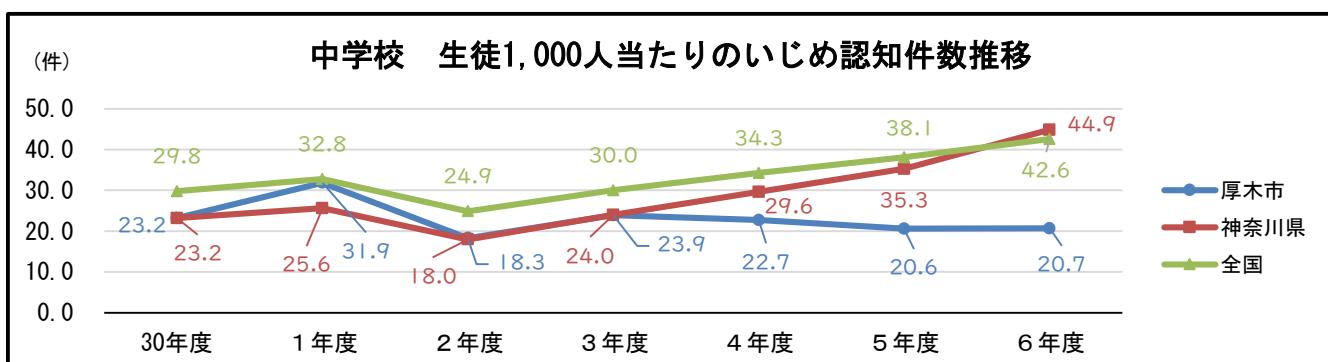
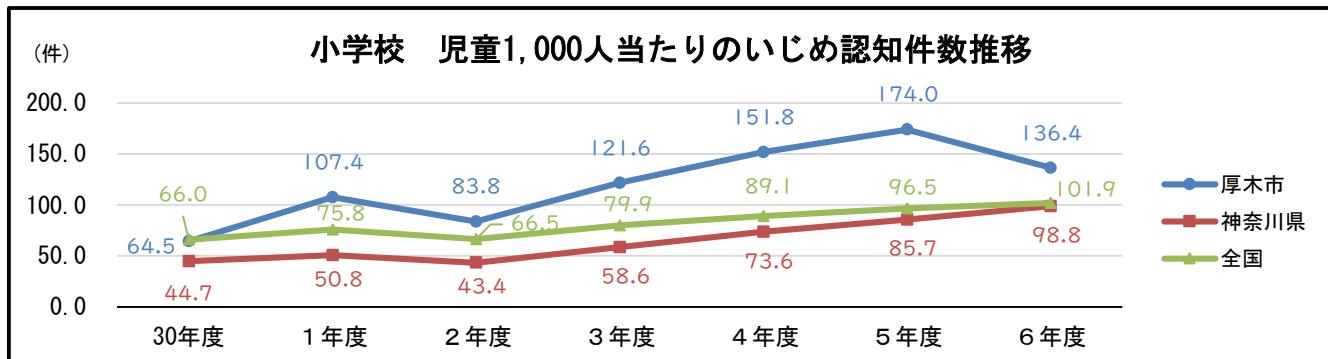
※2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※3 いじめの解消

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消 ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと



3 不登校^{※4}児童・生徒数及び改善の状況^{※5}

小学校		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
厚木市	不登校児童数(人)	104	104	103	130	149	142	159
	児童100人当たりの不登校者数(人)	0.89	0.90	0.92	1.17	1.37	1.35	1.56
	改善率(%)	78.8	70.2	32.0	42.3	52.3	50.0	32.7
神奈川県	不登校児童数(人)	3,739	4,578	5,126	6,267	7,987	9,590	10,192
	児童100人当たりの不登校者数(人)	0.83	1.02	1.15	1.42	1.83	2.23	2.40
	改善率(%)	55.0	50.0	32.9	30.9	34.7	37.6	39.6
全国	不登校児童数(人)	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	児童100人当たりの不登校者数(人)	0.70	0.83	1.00	1.30	1.70	2.13	2.30
	改善率(%)	49.2	46.0	27.8	27.1	27.6	30.6	30.7

中学校		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
厚木市	不登校生徒数(人)	270	318	282	302	328	388	387
	生徒100人当たりの不登校者数(人)	4.63	5.61	4.93	5.32	5.78	6.93	7.01
	改善率(%)	86.7	88.1	53.2	47.7	41.4	42.5	36.4
神奈川県	不登校生徒数(人)	8,855	9,570	9,141	10,389	12,336	14,039	14,058
	生徒100人当たりの不登校者数(人)	4.40	4.80	4.56	5.13	6.12	7.03	7.12
	改善率(%)	52.9	48.5	29.0	26.7	27.4	29.7	30.5
全国	不登校生徒数(人)	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	生徒100人当たりの不登校者数(人)	3.65	3.94	4.09	5.00	5.98	6.70	6.79
	改善率(%)	48.4	46.1	28.1	28.1	27.0	30.0	29.8

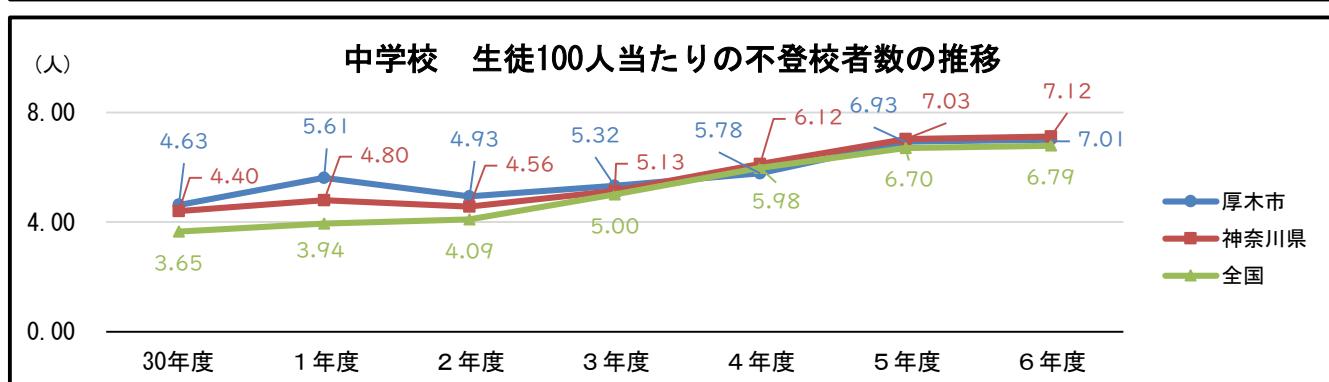
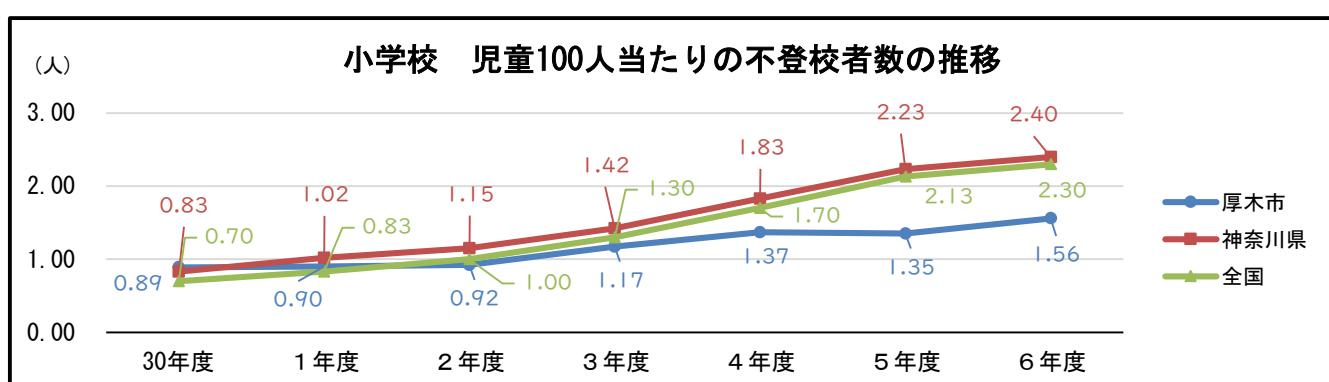
※4 不登校の定義（文部科学省）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

※5 不登校の改善率

《2年度から》不登校児童生徒数に占める、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合

《1年度まで》不登校児童生徒数に占める、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」と「指導中の児童生徒のうち継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒」の合計の割合



**報告事項4については、
非公開案件となります。**